

○射水市営駐車場条例

平成17年11月1日

条例第114号

(設置)

第1条 市街地における駐車場を確保し、道路交通の円滑化を図るため、射水市営駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小杉駅前広場駐車場	射水市三ケ字中吉原4020番地1
小杉駅東駐車場	射水市三ケ字中吉原3925番地4
太閤山10丁目駐車場	射水市太閤山10丁目12番地1
太閤山5・6丁目駐車場	射水市太閤山5丁目67番地
大門中町駐車場	射水市二口2935番地
越中大門駅前広場駐車場	射水市北野1446番地9
大島駐車場	射水市小島724番地

(使用時間)

第3条 駐車場の使用時間は、規則で定める。

(駐車場の使用許可)

第4条 第2条に規定する駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、市長に許可を受けなければならない。

(車輛制限)

第5条 駐車場を使用することができる自動車は、別表1のとおりとする。

(使用料)

第6条 使用者は、別表2に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の納入方法については、規則で定める。

(使用料の不還付)

第7条 既納の料金は、還付しない。ただし、第2条に規定する駐車場の使用料について市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (2) 駐車場の構造上自動車を駐車させることが不適當であるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理に支障があると認めたとき。
- (許可の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 駐車場使用料が納付期限から起算して2月間経過しても納付しないとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (3) 偽りのほか、不正の手段により使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めたとき。

(禁止行為)

第10条 使用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 駐車中の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(立入禁止)

第11条 駐車場に駐車する自動車の運転者、同乗者、乗客その他駐車場に用務のある者以外は、駐車場に立ち入ることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者が、第三者に損害を与えたときは、使用者はその賠償の責めを負わなければならない。

3 天災、火災、盗難その他市の責めに帰さない事由によって使用者が被った損害に対しては、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用の休止)

第13条 市長は、管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止し、又は制限することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の使用の許可に関する業務
- (3) 駐車場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条、第8条、第9条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第14条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第6条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表2に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第7条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 詐欺その他不正の行為により、第6条第1項の規定による使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の小杉町営駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和57年小杉町条例第12号)、大門町駐車場条例(平成元年大門町条例第1号)又は大島町営駐車場設置条例(平成10年大島町条例第3号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月22日条例第10号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第15号)
この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月14日条例第1号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(射水市営駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成31年4月1日の前日までに駐車場の使用の許可を受けている者で、施行日前から施行日以後引き続き使用するものの当該許可に係る使用料の額については、第3条の規定によ

る改正後の射水市営駐車場条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
ただし、平成31年4月1日から施行日の前日までに駐車場の使用の許可を受けている者で、
施行日前から施行日以後引き続き使用するものの当該許可に係る使用料の額については、
この限りでない。

附 則(令和元年9月30日条例第37号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第5条関係)

対象となる自動車	
1 道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第3条に規定するもののうち右欄に掲げる 自動車	(1)普通自動車(自動車の大きさは、長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下のものに限る。) (2)小型自動車 (3)軽自動車
2 その他市長が必要と認めたもの	
備考 この表に掲げる自動車が物品等を積載したときの全長、全幅は、積載したものによるものとし、その全長・全幅は、上記の普通自動車の制限基準の範囲内とする。	

別表2(第6条関係)

名称	使用料
小杉駅前広場駐車場	入場は、無料とする。
小杉駅東駐車場	1月につき1台7,330円とする。
太閤山10丁目駐車場	1月につき1台3,670円とする。ただし、12月から2月まで徴収しない。
太閤山5・6丁目駐車場	1月につき1台3,670円とする。ただし、12月から2月まで徴収しない。
大門中町駐車場	1月につき1台3,150円とする。
越中大門駅前広場駐車場	1月につき1台5,500円とする。
大島駐車場	1月につき1台3,150円とする。

